

「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)」に対する意見募集要領

現行の「奈良市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項及び「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」「奈良県子ども読書活動推進計画」を基本として、平成18年8月に策定いたしました。

しかし近年は、子どもを取り巻く読書環境が大きく変化しており、新たな視点を持って子どもの読書活動を推進していかなければならないため子ども読書活動推進計画の見直しを行うことといたしました。

ついではこの度、「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)」がまとまりましたので、奈良市パブリックコメント手続きに関する指針に基づき、「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)」を公表し、意見を募集します。

1 意見募集の対象（公表する資料）

第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）

2 ご意見の募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで【必着】

3 意見を提出できる個人又は団体

- （1） 市内に住所を有する人
- （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- （3） 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- （4） 市内に存する学校に在学する人
- （5） 本案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

4 閲覧できる場所

「第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）」は、ホームページからダウンロードできるほか、①市立図書館（中央、西部、北部）②総務課にて閲覧していただけます。

【日時】①募集期間中の9時30分から17時00分

（但し、休日の月曜日を除く月曜日（＝図書館休館日）は閲覧できません）

②募集期間中の8時30分から17時15分

（但し、土曜日、日曜日、祝日は閲覧できません）

【場所】①中央図書館（奈良市東寺林町38番地 ならまちセンター3階）

西部図書館（奈良市鶴舞西町1番21号）

北部図書館（奈良市右京一丁目1番地の4 北部会館4階）

②総務課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟5階）

5 意見の提出方法について

- ・ホームページのオンライン申請サービス(LoGo フォーム)から意見を提出できます。
- ・ホームページのダウンロードファイル「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見提出用紙」により提出していただいても結構です。
- ・このほか提出書類の様式は問いませんが、日本語の提出に限ります。また表題として「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見」と明記してください。
- ・個人の場合は住所、氏名、電話番号を、団体等の場合は、団体の名称、所在地、電話番号を記載してください。
- ・電話等の口頭による意見は受付できません。

○提出先について

次のいずれかの方法により提出してください。

- ・【オンライン申請サービス(LoGo フォーム)】
- ・【電子メール】chuuoutoshokan@city.nara.lg.jp

※電子メールによる提出の場合は、件名に「第二次奈良市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見」と入力し、必要事項を記載のうえ、必ず本文に意見を記入してください。電子メールにファイルを添付しないでください。

- ・【送付】

〒630-8362 奈良市東寺林町38番地
奈良市教育委員会事務局 教育部中央図書館

- ・【持参】

中央図書館(奈良市東寺林町38番地 ならまちセンター3階)

西部図書館(奈良市鶴舞西町1-21)

北部図書館(奈良市右京一丁目1番地の4 北部会館4階)

(9時30分から17時00分、但し、休日の月曜日を除く月曜日(=図書館休館日)
は受け取ることができません)

- ・【FAX】 0742-27-5550

6 ご意見の取扱い

- ・ご意見に対して個別に回答は行いませんが、提出されたご意見の要点を項目ごとに整理集約したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。
- ・提出された意見については、住所、氏名、電話番号を除き公表する場合があります。
なお、個人に関する情報は、本件以外の他の目的に使用しません。
- ・提出された原稿等は返却いたしません。